

受講規約

第1条（適用範囲）

1. 本規約は、日本愛犬歯みがき協会（以下、「当協会」とする。）が運営する講座を対象とします。

第2条（受講申込）

1. 受講申込書を提出された時点で仮契約とし、双方に受講に対する責務が生じるものとします。
2. 受講生は当協会が定める手続きに従って受講申込を行うものとします。その際受講申込書に記入する、氏名・住所・電話番号その他別途定める事項について、正確且つ最新の情報を提供するものとします。
3. 受講者が、勤務先等の所属団体を通じて講座を申し込む場合、当該所属団体及び受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。
4. 振り込み明細のコピーを添付した受講申込書を送付し、当協会が受理した時点で申込が完了したものとします。申込完了後、教材を送るものとします。
尚、受講申込書にサインを頂いた時点で当協会の受講規約に同意したものとみなします。

第3条（受講料）

1. 講座ごとに別途定めるものとします。
2. 受講生は当協会が提示する受講料金を支払うものとします。

第4条（決済方法）

1. 受講料は、当協会指定の銀行口座に振り込むものとします。また、受講料を銀行など金融機関でお支払いいただく場合のお振込み手数料は、受講生が負担するものとします。
2. 受講料の支払方法は一括払いとします。

第5条（受講料の返金）

1. 受講生の都合による受講料の返金は一切致しません。

第6条（受講期間）

1. 本講座の受講期間（試験資格の期間）は受講申込後6か月間とします。

第7条（修了証の発行）

1. 受講期間内に講座の試験に合格した方のみ受講修了とみなし当協会の修了証を発行するものとします。

第8条（教材について）

1. 教材の使用権および当協会の教材（テキスト、DVD等）の無断複製、無断複写、転売、貸出等は一切禁止するものとします。
2. 当協会の教材を使用し無断でスクールなどを開講することを禁止するものとします。

3. 第8条1. 及び2. に該当すると判断させた時、当協会は該当者に対して第9条により損害賠償を請求するものとします。

尚、受講生の成果を何ら補償するものではなく、成果に関しての一切の責任を当協会が負うものではないことを確認します。

第9条（損害の免責等）

1. 当協会は当協会の運営する講座により発生した受講生の損害については一切賠償の責を負わないものとします。

2. 受講生が当協会のサービス及び、それに関する一切の行為により当協会に損害を与えた場合、当協会は当該受講生に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

第10条（変更）

1. 本受講規約は、予告なしに変更される場合があるものとします。

第11条（個人情報）

1. 当協会は、本講座の開催にあたり知り得た受講生の氏名、生年月日その他の個人情報を厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き受講生の同意を得た目的の範囲内でのみ利用するものとします。

第12条（遵守事項）

1. 受講生は、本講座を受講するにあたり、次に定める事項を遵守するものとします。

(1)講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、当協会に一切の責任を求めないこととします。

(2)本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当協会に一切の責任を求めないこととします。

第13条（受講資格の失効）

1. 次のいずれかに該当した場合には、講座の受講資格を失効し、その後、当協会の如何なる講座の受講もできなくなるものとします。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しないものとします。

(1)講座の内容を改変して使用した場合

(2)本規約又は法令に違反した場合

(3)当協会又は当協会の利害関係人に対し、誹謗中傷したと認められる事実がある場合

(4)当協会の事業活動を妨害する等により当協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

本規約は、平成30年 4月 1日より実施するものとします。